

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 火薬類取締法施行細則の一部改正
- ◇告示 私立各種学校設置の認可
政府に売り渡すべき米穀の売渡時期
保安林指定の解除
牛その他の物品の移入禁止区域の指定
指定医療機関の所在地及び開設者住所の変更

規 則

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに
公布する。

昭和三十四年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十一号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則（昭和二十六年十月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第九条各号列記以外の部分中「第三号」を「第二号」に改める。

第十条を次のように改める。

（火薬庫外貯蔵確認の申請）

第十条 前条第一項の規定による知事の確認を受けようとするものは、別記様式第九号の火薬庫外貯蔵確認申請書に左の各号の書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 火薬庫外貯蔵所工事設計明細書

二 火薬庫外貯蔵所附近の詳細な見取図及び配置図
（周囲二メートルは、赤線をもつて示すこと）

三 火薬庫外貯蔵所の図面（正面、平面及び側面）

2 前項の火薬庫外貯蔵所工事設計明細書には、貯蔵所の位置、附近の状況、規則第十七条に規定する保安物

件との距離並びに貯蔵所の構造及び設備を記載しなればならない。

第十九条を削り、第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とし、第二十三条を第二十二条とし、第二十四条を次のように改める。

(提出書類の部数)

第二十三条 この規則により知事に提出する書類は、申請の場合には二通、届出の場合は一通とする。

別記様式第十三号を次のように改める。

別記様式第十三号

第 号

火薬類消費許可証

年 月 日

鳥取県知事

許可を受けた者(姓名(住所)(職業)

消費許可数量
有効期間
消費場所
取扱主任者氏名
日時

備考

この許可証は、有効期間を満了し、又は期間内でも消費の目的を達成したときは、七日以内に知事に返納しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百六十八号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条において準用する同法第四条の規定により、私立各種学校の設置を次のとおり認可した。

昭和三十四年十月二十七日

鳥取県知事

石 破

二 朗

名 称

所 在 地

鳥 取 県

設 置 者

石 破

認 可 年 月 日

三浅編物専門学校

鳥取市吉方二四四ノ二

三 浅

保太郎

昭和三十四年十月二十一日

鳥取文化編物学院

元魚町一丁目

木 下

敏子

〃

米子編物学院

米子市久米町二四

生 田

貞子

〃

鳥取県告示第五百六十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)

第三条の規定に基き、昭和三十四年産の政府に売り渡すべき米穀の売渡時期を次のように定める。

昭和三十四年十月二十七日

鳥取県知事

石 破 二 朗

昭和三十五年二月二十九日

鳥取県告示第五百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条及び森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第五条の規定により、次の保安林の指定を解除した。

昭和三十四年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

